



引っ越しされた方は水道使用開始の届け出を忘れずに！

引っ越しにより新たに水道を使用する場合は、必ず届け出が必要です。

届け出がないと水道を使用することができませんので、忘れずに届け出をお願いします。届け出の際には、氏名、住所、連絡先、使用開始日をお知らせください。

水道料金は、金融機関窓口、コンビニエンスストア、スマートフォン収納サービス（PayPay・LINEPay）などで使用できる納入通知書（はがき）でのお支払いや口座振替によるお支払いが可能です。口座振替の手続きは、町上下水道課のほか、町内の金融機関、郵便局の窓口でできます。通帳と銀行印をご持参ください。

【問い合わせ】
町上下水道課上下水道グループ
☎ 73-7514

栗山青年会議所ホームページ WEB まおいはこちら♪

<https://www.kuriyama-jc.jp/>



- ◆受付期間
○第1期
4月1日(木)～20日(火)
○第2期
7月中旬(予定)
◆申込先・問い合わせ
町福祉課
福祉・子育てグループ
☎ 73-2222
- ◆外壁の塗装など届け出が必要
栗山町景観条例により一定規模以上の建築物や工作物で、次に示す工事をする場合、事前に届け出が必要になっています。

- ◆人にやさしい住宅助成
これは、建物の高さや色彩を規制し、景観に配慮した町づくりを行うためのものです。皆さんのご協力をお願いします。詳しくは町ホームページをご覧ください。
- ◆届け出の必要な工事
新築・増改築・外観の変更（屋根や外壁の張替・塗装など）
◆届出先・問い合わせ
町建設課技術グループ
☎ 73-7513

- ◆解体工事
解体工事に対して費用の一部を助成しています。
- ◆対象者
町内に住所を有し、かつ住宅を所有しており、町税などを滞納していない方
- ◆助成額
※工事後本町に移住予定の場合や、解体工事の場合は、町外の方も対象になります。
- ◆3割
①バリアフリー改修工事
工事費の3割
（10万円以上の工事で助成の限度額は30万円）
②耐震改修工事
工事費の2割
（50万円以上の工事で助成の限度額は50万円）
③解体工事
工事費の2割
（50万円以上の工事で助成の限度額は20万円）

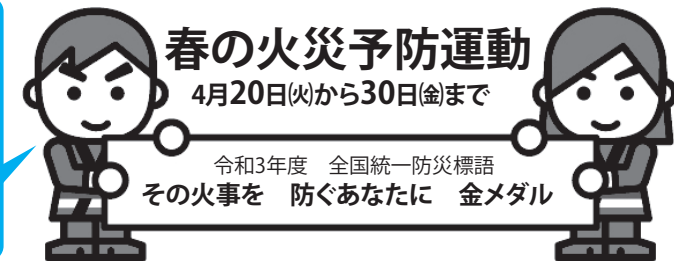
- ◆対象工事
町内に事業所のある法人または町内に住所のある個人事業所で、ともに建設業の許可を受けている事業所が施工する工事
- ※工事着工の前に申請をしてください。
- ※12月末（耐震改修工事は9月末）で受け付けを終了します。
- ◆申請先・問い合わせ
町建設課技術グループ
☎ 73-7513

春はヒグマにご注意を！

- ヒグマによる人身被害は、特に春と秋に多く発生しています。春はヒグマが冬眠明けのため、餌を求めてより活発に活動するので、人間と遭遇する確率が高くなります。入山する際は、安全のために左記のルールを守って行動しましょう。
- ・食べ物やごみは必ず持ち帰る
- ・一人で野山に入らない
- ・野山では音を出しながら歩く
- ・事前にヒグマの出没情報を確認する
- ・薄暗いときは行動しない
- ・クマの足跡やふんを見つけたら、すぐに引き返す
- ◆問い合わせ
町産業振興課
農林業振興グループ
☎ 73-7515



全道一斉に春の火災予防運動が行われます。
この季節は非常に空気が乾燥しやすく、ちょっとした不注意から火災につながります。
日ごろから防火を心がけ、尊い命や大切な財産を守りましょう。



【問い合わせ】 南空知消防組合消防署 生活安全課予防係 ☎ 72-0150

- ◆固定資産税の縦覧・閲覧
○対象
○土地・家屋価格縦覧帳簿の縦覧
土地・家屋の納税義務者
○固定資産税課税台帳の閲覧
本人または同じ世帯の家族
- ◆期間
4月1日(木)～5月31日(月)
（土日祝日除く）
午前8時半～午後5時15分
※期間を過ぎても閲覧できます。
- ◆縦覧・閲覧に必要なもの
身分証明書（運転免許証など）
- ◆場所・問い合わせ
町税務課課税グループ
（窓口⑦番）
☎ 73-7504
- ◆福祉ハイヤー利用料金助成
心身に障がいをお持ちで歩行が困難な方などに対し、ハイヤーの基本料金を助成します。
- ◆対象
令和2年度の町民税が非課税の世帯で、左記のいずれかに該当する方
①身体障がいの程度が1級また

- は2級で、下肢・体幹・視覚・じん臓（人工透析町内通院者）のいずれかに障がいをお持ちの方
- ②療育手帳A判定の方（児童含む）
- ◆必要なもの
印鑑、身体障害者手帳または療育手帳
- ◆利用できる事業所
栗山ハイヤー
- ◆申込先・問い合わせ
町福祉課
福祉・子育てグループ
☎ 73-2222
- ◆町指定ごみ袋無料配布制度
おむつを出す場合に使用する、町指定ごみ袋の無料配布を行います。
- ◆対象
次のいずれかを受けている世帯で、紙おむつや尿取りパットを自宅で利用している方
- ①介護認定
②身体障害者手帳または療育手帳
- ◆必要なもの
○新規申請
・対象者であることを証明できるもの（介護保険被保険者

- 証・身体障害者手帳・療育手帳など）
・紙おむつなどを購入したことが証明できる書類（領収書やレシートなど）
- 更新申請
・前年度の配布証
・印鑑
- ◆配布内容
○紙おむつの場合
・茶色袋35リットル
1カ月10枚
・茶色袋50リットル
1カ月5枚
※紙おむつの配布は35リットルと50リットルのどちらかのみです。
- 尿とりパットの場合
・茶色袋35リットル
1カ月5枚
- ◆申込先・問い合わせ
町福祉課
福祉・子育てグループ
☎ 73-2222
- ◆ふるさと福祉基金助成金
障がい者福祉の向上に寄与する民間団体、民間事業所の事業活動を支援します。
- ◆対象事業
①障がい者福祉団体活動助成

- 対象
障がい者福祉の推進を目的に公益事業を行う民間団体
- 事業内容
・障がいに対する町民の理解や意識の向上に寄与する事業（研修会事業など）
・福祉・ボランティア活動などの実施に必要な設備・備品などの整備
- ②障がい福祉サービス事業所等活動助成
- 対象
町内で障害者総合支援法に基づく福祉サービスを提供する民間事業所
- 事業内容
・障がい者の住環境や生活支援サービスの充実に寄与する事業
- ・障がい者の就労環境の向上や経済的な自立を推進する事業（作業工賃の向上など）
- ◆助成割合
①障がい者福祉団体活動助成
助成対象経費の全額
- ②障がい福祉サービス事業所等活動助成事業
助成対象経費の%以内
- ※事業区分ごとに上限額の設定がありますので、詳細はお問い合わせください。

令和3年 町内会長・自治会長

～1年間よろしくお願いします～

一町内会長一																			
松風第1	大沼	英明	明光	功治	南	河	村	茂	鳩	山	芦	澤	裕	功	山	河	村	茂	鳩
松風第2	青木	明	光	雄	桜	福	永	力	雨	煙	石	井	幸	治	別	角	田	慶	緑
寺町	高倉	信	淳	信	中	角	田	則	北	学	白	土	忠	雄	丘	八	橋	義	学
松風本町	工藤	勝	彦	浩	朝	高	畑	行	桜	杵	柴	上	貴	強	山	澤	澤	芳	杵
松風第5	村松	上	典	和	日	梶	澤	彦	旭	台	山	本	茂	雄	白	古	瀬	一	共
松風第6	松原	由	典	孝	朝	赤	穂	芳	三	和	瀧	澤	行	孝	台	田	岡	範	日
松風第7	鴨野	良	治	智	栗	田	幸	範	阿	月	武	本	茂	智	呂	荒	井	士	野
松風第8	河合	政	明	一	中	中	清	仁	大	分	木	内	浩	夫	山	中	山	信	井
松風第9	渡辺	光	章	努	睦	初	山	彦	阿	田	中	島	昭	人	下	河	柳	昇	角
2区	田鎖	充	之	美	新	丸	池	宣	大	園	藤	村	勇	哉	山	八	吉	正	南
3区共親会	伊藤	真	也	彰	と	永	太	良	南	角	中	森	一	努	山	藤	中	孝	円
4区共和会	西崎	忠	彦	則	ふ	太	中	信	東	山	吉	川	広	美	下	中	森	孝	滝
5区	前田	政	則	一	みな	中	葉	雄	角	山	中	山	彰	彰	角	中	森	孝	角
6区	小坂	昇	作	義	青	栄	一	敏	角	山	中	山	彰	彰	角	中	森	孝	角
7区	岡本	和	朝	己	道	一	自治会長一	晴	角	山	中	山	彰	彰	角	中	森	孝	角
8区親交会	岩佐	弘	秀	夫	富	水	上	晃	角	山	中	山	彰	彰	角	中	森	孝	角
9区	青木	岡	秀	夫	中	前	野	基	角	山	中	山	彰	彰	角	中	森	孝	角
10区	武塩	原	秀	夫	湯	菅	本	慶	角	山	中	山	彰	彰	角	中	森	孝	角
12区	塩原	秀	夫	夫	森	橋	本	子	角	山	中	山	彰	彰	角	中	森	孝	角
北西	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区

(敬称略)

国民年金

国民年金保険料は前納がお得です

納付方法	保険料額	割引額
毎月納付	16,610円	—
6カ月前納	98,850円	810円
1年前納	195,780円	3,540円
2年前納	383,810円	14,590円

【問い合わせ】
町住民保健課国保グループ ☎ 73-7508

国民年金保険料の納付には、保険料をまとめて払いすると割引のある「**前納制度**」があります。毎月納めるよりお得なうえ、納め忘れを防ぐことができ、とても便利です。

令和3年4月からの現金納付の保険料は左表のとおりです。

※2年前納・1年前納・6カ月前納（4月～9月分）の納付は4月末日まで、6カ月前納（10月～翌年3月分）は10月末日までに現金で納付することになります。

※6カ月前納と1年前納の納付書は、4月上旬に郵送される納付案内書につづられています。

※2年前納の納付書の発送は申し込みが必要です。

住宅用火災警報器の点検をお願いします

住宅用火災警報器の電池寿命は10年が目安なので、定期的な点検で電池の交換を行うか、本体の交換をお願いします。

また、住宅用火災警報器は設置が義務化されています。設置していない住宅がありましたら、設置をお願いします。

◆問い合わせ

南空知消防組合消防署
生活安全課

☎ 0150

山菜採りによる事故の防止
慣れた山にも隠れた危険が！

○行き先や帰宅時間を家族に伝えましょう。

○無理に山奥に入らず、体力に合わせて行動しましょう。

○救助要請ができないため単独での入山は避けましょう。

○赤色や白色系の、目立つ色の服装で入山しましょう。

○非常時のため、携帯電話やホイッスルを持ちましょう。

◆問い合わせ

栗山警察署生活安全課

☎ 0110

試験 消防設備士試験

◆試験日
5月16日(日)

◆種類
・札幌市

甲種（第1～5類）
乙種（第1～7類）

◆受験資格

○甲種は制限あり（詳細はお問い合わせください）

○乙種は制限なし

◆願書受付期間

○電子申請

4月6日(火)まで

○書面申請

4月2日(金)～9日(金)

◆請求先・問い合わせ

南空知消防組合消防署

生活安全課

☎ 0150

一般財団法人 消防試験研究センター北海道支部

<https://www.shoubo-shiken.or.jp/>

※新型コロナウイルス感染症の影響で試験が延期・中止になる可能性があります。詳細は右記ホームページなどでご確認ください。

危険物取扱者試験

◆試験日
5月16日(日)

◆種類
・苫小牧市

甲種、乙種（第1～6類）、丙種

乙種（第1～6類）、丙種

◆受験資格

○甲種は制限あり（詳細はお問い合わせください）

○乙種、丙種は制限なし

◆願書受付期間

○電子申請

4月6日(火)まで

○書面申請

4月2日(金)～9日(金)

◆請求先・問い合わせ

南空知消防組合消防署

生活安全課

☎ 0150

令和3年度前期技能検定試験

◆受付期間

4月5日(月)～16日(金)

◆受験資格

1～3級、単一等級

◆実施職種

造園、とび、建築板金、建築塗装、左官など

※各職種とも所定の実務経験が

必要です。

※経験年数の短縮・免除、実施職種、受検手数料など、詳しくはお問い合わせください。

◆申込先・問い合わせ

空知地方技能訓練協会

滝川市流通団地3丁目6番

23号

☎ 0125 1880

相談

無料法律相談

◆日時

4月16日(金)、30日(金)

午後1時～4時

◆場所

総合福祉センター「しやるる」

札幌弁護士会所属弁護士による30分程度の法律相談

◆申込方法

事前に電話で予約

◆相談料

無料（定員6人）

◆申込先・問い合わせ

町社会福祉協議会

☎ 1322